

## 子ども・子育て支援新制度について

平成25年12月20日  
八街市市民部児童家庭課

# 1 子ども・子育て支援に関する新たな制度の創設

## (1) 経過

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、公布されました。

### [子ども・子育て関連 3 法]

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

この 3 法の施行日について、国は平成 27 年度施行と想定していますが、新制度の施行準備に向け、既に本年 4 月には法の一部が施行されるとともに、各自治体においても順次対応が求められています。

## (2) 子ども・子育て関連 3 法の趣旨と主なポイント

### ア 3 法の趣旨

- 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

### イ 主なポイント

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ）
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○子ども・子育て会議の設置

- ・国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援施策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

## ！ Point

[子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像]

[子ども・子育て支援給付]

- 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付）
- 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
- 児童手当

[地域子ども・子育て支援事業]

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→将来の検討課題

## ！ Point

[子ども・子育て会議に国が期待する役割]

- 新計画へ地域の子育てに関するニーズ（意見）反映
- 地域の子ども及び子育て家庭の実状を踏まえて実施することを担保
- 子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、PDCAサイクルを回す

## ◎子ども・子育て支援法〔抜粋〕

### 第 77 条（市町村等における合議制の機関）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

### 第 61 条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

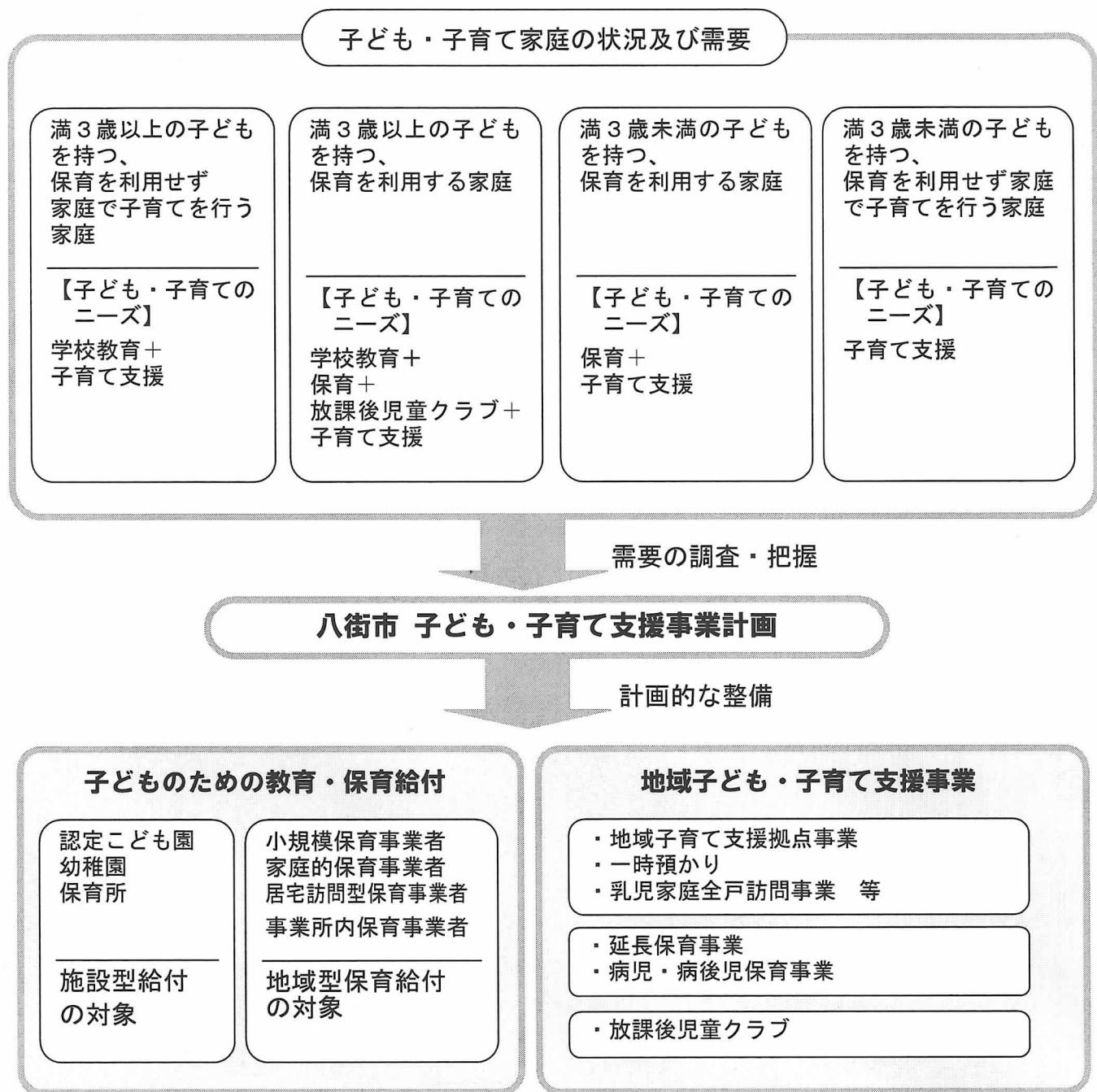
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### ◎「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」（比較・その 1）

	根拠法	計画の性格	位置づけ
次世代育成支援行動計画 (現行計画)	次世代育成支援対策推進法（第 8 条）	18 歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画	次世代育成支援対策を 10 年間集中的・計画的に推進するための計画
子ども・子育て支援事業計画 (新計画)	子ども・子育て支援法（第 61 条）	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、区域ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保の方策等について定める計画	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画

# ！Point [子ども・子育て支援のイメージ]



## 2 「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて

### (1) 「次世代育成支援行動計画」との違い

現行計画の「次世代育成支援行動計画」と、今後策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」の内容は、以下のような違いがあります。

#### ◎「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」(比較・その2)

内容		
次世代育成支援行動計画 (現行計画)	<p>次の次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目的を定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域における子育ての支援</li><li>・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進</li><li>・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li><li>・子育てを支援する生活環境の整備</li><li>・職業生活と家庭生活との両立の推進</li><li>・子ども等の安全の確保</li><li>・要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</li></ul>	
子ども・子育て支援事業計画 (新計画)	<p>【必須の記載事項】</p> <p>①<u>園域の設定</u></p> <p>②<u>幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>a) 幼児期の学校教育の需要</li><li>b) 保育の需要</li><li>c) 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要</li><li>d) 延長保育、病児・病後児保育の需要</li><li>e) 放課後児童クラブの需要</li><li>f) 妊婦健診の需要</li></ul> <p>③<u>幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>a) 幼稚園、保育所、認定こども園</li><li>b) 地域型保育</li><li>c) 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等</li><li>d) 延長保育事業、病児・病後児保育事業</li><li>e) 放課後児童クラブ</li><li>f) 妊婦健診</li></ul> <p>④<u>幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策</u></p>	<p>【任意の記載事項】</p> <p>①産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策</p> <p>②職業生活と家庭生活との両立に関すること</p>